

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
35	B 地方に対する規制緩和	その他	情報提供ネットワークシステムでのDV等被害者の情報共有	各市町村の「住民記録システム」に記録されているDV等支援対象者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の本人確認情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させることで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有できるようにすること。	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度では、マイナンバーを用いた情報提供ネットワークシステム上の自治体間のやりとりを、本人がポータルサイトで確認できる仕組み(マイナポータル)が設けられている ・この仕組みを使って、DV等の加害者が、元同世帯だった被害者の避難先の自治体を把握できるおそれがある ・国はDV等の被害者に関しては情報提供ネットワークシステムにおける情報連携において、住所情報を秘匿する対応を求めている。(不開示コード、不開示該当フラグ、自動応答不可フラグの設定) <p>【問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村では、「住民記録システム」を活用して、被害者情報を同一市町村内で共有し、マイナンバーの秘匿対応を実施している。(市町村間での情報共有はなされていない) ・一方、都道府県では、市町村のような情報共有システムがないため、DV等被害者から窓口で申し出てもらうこととしているが、被害者が申出を行わなかった場合は秘匿対応ができず、加害者に避難先の都道府県が判明する恐れがある ・なお、DV等被害者からの申出の情報については、文書で関係課等と共有を行っているものの、申請が多い業務では逐一、文書を確認することは煩雑であり、完全な対応をとることが難しい実情である 	<p>【改善策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の「住民記録システム」に記録されているDV等支援対象者の情報を、「住民基本台帳ネットワークシステム」上の本人確認情報と紐付けし、「情報提供ネットワークシステム」と連携させることで、全国の自治体(市町村間及び都道府県間)で情報共有できるようにし、DV等被害者の秘匿対応に万全を期すと共に、全国の自治体での業務改善を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳制度におけるDV等被害者への支援措置 (1)住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2～3、第20条 (2)配偶者暴力防止法第1条第2項 (3)ストーカー規制法第7条 (4)児童虐待防止法第2条 ・番号利用法第19条第7号 (1)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について(平成29年7月13日事務連絡) (2)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について(平成29年7月14日事務連絡) (3)マイナポータル「お知らせ機能」の利用における留意事項について(平成29年8月9日事務連絡) (4)DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する留意事項について(平成29年11月8日事務連絡) 	内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省	島根県、中国地方知事会	

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
35	熊谷市、神奈川 県、川崎市、長 野県、豊橋市、 高槻市、島本 町、神戸市、南 あわじ市、徳島 市、糸島市、宮 崎県	<p>○DV被害者の申出件数は年々増加しており、各県市区町村間のやりとりを文書による手作業でおこなっているため煩雑な業務となっている。住民票を異動しても被害者からの申出がない場合、異動先の市区町村に情報が届かず、秘匿対応ができず被害者を危険にさらしてしまうケースが発生する恐れもある。</p> <p>○①DV等支援措置対象者と②住民登録外のDV等被害者を、団体内で漏れなく共有し、自治体中間サーバへ不開示・自動応答不可設定を、適切に設定・解除する必要がある。現状、①を住民記録システム、②を宛名システムに登録し、団体内統合宛名システムから自治体中間サーバへ連携している。また、庁内の情報共有手段として専用の共有フォルダのエクセルファイルで管理・共有しており、職員の労力が多大である。被害者であることの把握が困難な場合もあり、その場合はどうにもならないのが現状である。</p> <p>○県には、市町村のような情報共有システムがないため、DV等被害者から申し出てもらうこととしているが、被害者が申出を行わなかった場合は秘匿対応ができず、加害者に避難先の都道府県が判明する恐れがある。</p> <p>○DV等被害者本人の事務を処理するために関係者(同一世帯人等。加害者含む)の情報を照会した際に、そのやりとり履歴から加害者が避難先を特定してしまうケースも想定される。こうしたケースにおける不開示コードの設定漏れを防止するためにも、照会する対象者が「フラグが設定されている被害者の関係者である」ことを職員が容易に判別できるような仕組みについて、併せて検討する必要がある。(現状では、事務処理を行う職員の目検により確認している)</p> <p>○現状、DV被害者が申出を行わないと情報提供ネットワークシステムでの情報秘匿対応が不可能であるため、対象者への周知を図ること以外に対応方法がないことが課題である。</p> <p>○直接的に本人の生命、健康、生活又は財産に対する危険に掛かる事案であり、全国の自治体が確実な被害者保護を行えるようにするしていただきたい。</p> <p>○都道府県への進達事務の中で、住民記録システム及び被害者からの申し出によりDV被害者の情報共有を文書上行っているものの、被害者から申し出がない場合や進達直後のDV申請等には秘匿対応が難しいと考える。</p> <p>○住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人確認情報の提供について、マイナンバー制度導入以降、提供範囲が各段に拡大している。本人確認情報の提供を受けた機関はDV等の支援情報を入手する術がないため、DV等の支援措置が図られず、加害者等への住所情報等の漏えいが危惧されている。</p>	<p>DV等被害者の避難先の都道府県・市町村が、マイナンバーの提供等記録表示機能等を通じて加害者に判明することを防ぐため、DV等被害者に関する番号法に基づく情報連携では、自治体中間サーバにおいて「不開示該当フラグ」等を設定することにより、情報提供ネットワークシステムを通じて「不開示」の旨を、情報提供等記録に記録する機能を具備している。</p> <p>DV等被害者からの申出がないと、避難先自治体の中間サーバにおいて「不開示該当フラグ」等を設定できず、DV等被害者に関する情報の秘匿が困難であるとの点については、①DV等被害者の申出意思を確認するための申請書の様式例を示すとともに、②DV等の相談窓口に対し「不開示該当フラグ」等の不開示措置の周知を行う等により、DV等被害者の住所情報の秘匿を図っているところである。</p> <p>こうした対応に加え、ご提案の全国の自治体等が広く共有できる仕組みをさらに構築することは、DV等支援措置の対象者であるかといった情報が、機微に触れる可能性のあるものであること等を考慮すると、個人情報保護の観点から適切ではないと考えられる。</p>

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
46	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	「借上型仮設住宅」借り換えの柔軟な運用	引越し費用、敷金礼金、仲介手数料などは被災者負担、かつ、現在より家賃が低い物件への転居については、自己都合によるものであっても「借上型仮設住宅」の借り換え(特に被災地域である真備町内)を可能とできるような運用を望む。	昨年の平成30年7月豪雨では、借上型仮設住宅の入居申込みが短期間に集中し、申し込み世帯も非常に多かった(3,000世帯超)ため、不動産業者は物件の内覧等にとても応じられない状況で、結果として、不便な物件を契約する被災世帯が数多くあった。 生活がある程度落ち着いてから、通勤・通学や買い物の利便性を求め転居したいという声が上がっている。また、被災から1年近く経過し、被災地域である真備町内のアパートも復旧してきており、より自宅に近い場所への借り換えを希望する声も上がっている。 現在、方々に散らばった借上型仮設住宅の被災者の小中学生をスクールバスで真備町内の小中学校に送迎しているが、バスの運行にかかる費用は年間10億円にのぼり財政的な負担が非常に大きい状況である。	被災者の生活スタイルに合った住まいを確保できるほか、例えば、市内外に点在する借上型仮設住宅から通学に片道1~2時間かかっている小中学生の通学時間短縮など、被災者の負担軽減につながる。また、より家賃の低い物件への借り換えを前提とするので、国費の支出抑制の効果も期待できる。市としても、真備町内への転居を促すことで、通学バス便数を抑えられるなど、公費負担の抑制につながるほか、被災地の人口流出に歯止めをかけられるものとする。被災地に住民が戻り、被災地のアパートが充足することは、地域振興や被災地の事業者に対する経済支援につながり、復興への後押しとなる。	災害救助法	内閣府	倉敷市	
80	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業における補助区分の細分化	一時預かり事業について補助区分を細分化する等より受入実態に即した制度とすること。	一時預かり事業一般型は、利用児童数に応じて補助基準額が適用されるが、その利用児童数の区分や補助基準額の区分の幅が大きく、地方の実情に合っていない。	事業者による受け入れの促進及び安定的な経営が確保できる。	子ども・子育て支援法、児童福祉法、子ども・子育て支援交付金交付要綱	内閣府、厚生労働省	米子市	

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
46	須賀川市、川崎市、石川県、多治見市、八尾市、愛媛県、宇和島市、宮崎市	<p>○当県においても、東日本大震災の被災者が入居する応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借り上げによるみなし仮設住宅)について、高齢の被災者からのよりバリアフリーに対応した住宅に住み替えたい等、住み替えに係る要望があったが、現行制度において、原則住み替えを認めていないため、要望に対応できなかった。</p> <p>○借上げ型仮設住宅制度は、スピーディーに入居が可能などとも良い制度であるが、被災者自身が物件を検索する必要があり、発災後の混乱時に、情報端末や自動車等がない状態やそれらを使えない方などは、希望に合う物件を検索することができず、限られた条件の中でやむを得ず、希望とは異なる物件で契約したというケースは多く存在した。また、契約後に、より希望に近い物件が見つかり、転居したいという要望も多く寄せられた。個別事情を聴取すると、少ない部屋数に多人数が入ってしまった、被災前に住んでいた所から遠い物件しかなかったなど、住み替えを認めることができれば、解消できる事項が主であった。</p> <p>○個々の生活再建状況の変化にあわせ住まいのニーズも変化していく中で、借り換え等のニーズの変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう行政支援を見直していくことは必要であると考え。</p>	<p>災害救助法に基づき供与する応急仮設住宅は、被災者にとって心身の負担の大きい避難所生活を1日でも早く解消し、安定した恒久住宅への転出を早期に実現し、その役割を終えるべき仮の住宅である。</p> <p>このため、住宅を全壊し居住する住居が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることが出来ない者に対して提供することを原則としている。</p> <p>従って、就学・就労等の個人的な生活環境の変化による仮設住宅の住み替えは、応急的な救助の範囲を超えることから原則として認めていないところである。</p> <p>ただ、平成30年7月豪雨では、倉敷市において、水害により遠方の賃貸型仮設住宅に入居せざるを得ない方が多数おり、通学に著しい支障をきたしている事例について、県を通じて要望を受け、住み替えについての協議を行っているところ。</p>
80	秋田県、川崎市、豊橋市、鳥取県	<p>○職員を配置し、受入体制を整える必要はあるものの、当県平成30年度一般型の実績では12ヶ月以上事業実施している約30%の施設の年間延べ利用人数が一桁である。年間延べ利用児童数に基づく区分の細分化をし、実情に合わせた基準とすることで、施設における体制や地域のニーズを把握することができる。</p> <p>○一時預かり一般型は保育士を確保しておかなければならず、補助基準額の区分に応じた額だけでは、雇用を継続できないため、市の一般財源をあて、一定額の補助を行い運営がなされている。基本額に、利用者数に応じた加算額を合計する仕組みに変更し、保育士の人件費相当額となるようになれば、一時預かりの実施設の増加及び子育て支援の充実につながる。</p> <p>○補助基準額の区分が適正に見直されることで、受入れの促進及び事業の安定的な運営が図られる。</p> <p>○利用児童数に基づく補助基準額の区分の幅が大きいため、利用児童数が少ない場合の補助基準額が過大に見えるが、一時預かり事業実施のための職員の人件費を勘案した場合にやむをえない点もあると考えている。しかしながら、補助基準額の区分をより細分化することで、一時預かり事業を実施する施設においても、補助基準額の増額が望めるため、受入れを促進させる効果があると考え。</p>	<p>現行の補助区分について、300人未満の補助基準額であれば、年間延べ利用児童数が300人(1日当たり約1人)に必要な補助基準額を設定しており、仮に年間延べ利用児童数が一桁である一時預かり事業所であっても同額の補助基準額を支出することで、安定的な運営ができるよう担保しているところ。</p> <p>なお、平成30年度に実施した、調査研究(一時預かり事業の運営状況等に関する調査)によれば、年間延べ利用児童数が900人未満(1日当たり約3人)の事業所は事業収入だけでは人件費が賅えていない状況であること、地域密着Ⅱ型など保育所以外で行う事業は、単体で行っているため、賃借料等事務費の支出が多く、事業収入の多くが事務費に充当されてしまい、人件費が低いという傾向が見られた。</p> <p>このため、令和2年度予算案において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置基準を満たす職員配置が可能となるよう、特に運営の厳しい年間延べ利用児童数900人未満の施設について、実勢に見合った補助基準額に充実するため、職員2人分の人件費+事業費等を基本分単価として設定。 ・年間延べ利用児童数が3,900人以上で補助基準額が据え置きとなっている区分について、20,000人の区分まで段階的に補助基準額を設定するとともに、それ以降は別途協議とする仕組みを導入。 ・0.3兆円超メニューである一時預かり事業の充実に、「保育所以外の施設について事務経費を措置」について、賃借料や、予約、利用料徴収等の事務のための非常勤職員等事務経費を追加。 ・職員配置基準に基づく職員配置以上に加配が必要な障害児や、多胎育児家庭の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減を図るため、障害児や多胎児を預かる場合の加算を創設。 <p>等を盛り込んでおり、一時預かり事業の充実を図ったところである。</p>

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
147	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	「借り上げ型仮設住宅」の借り換えを柔軟に運用	災害救助法に基づく救助として行われる、応急仮設住宅の供与のうち、借り上げ型仮設住宅の借り換え要件に関して、家賃減額又は同額となり、かつ転居にかかる費用(引っ越し費用、敷金礼金、仲介手数料等)は自己負担とする場合については、公費負担が増大することは無く、災害発生後に個別案件の協議に要する時間も無いことから、転居を認める条件として追記することについて、要件緩和を求めるものである。	<p>昨年の平成30年7月豪雨をはじめ、東日本大震災や熊本地震では、借り上げ型仮設住宅の入居申込みが短期間に集中し、申し込み世帯も非常に多かったため、不動産業者は物件の内覧等に応じられない状況で、結果として、不便な物件を契約する被災世帯が数多くあった。</p> <p>生活がある程度落ち着いていくに伴い、通勤・通学や買い物等の利便性を求め、転居したいという声が上がったが、制度上、原則として借り換えはできない。</p> <p>また、被災市街地から離れた郊外型の仮設住宅等は、公共交通の便が悪く、顔見知りの人も少なく、近隣にスーパーや集える場所がほとんどないため、孤独死等の二次被害を引き起こす可能性もある。</p>	被災者の生活スタイルに合った住まいを確保できるほか、被災地から離れて点在する借り上げ型仮設住宅からの通勤・通学時間の短縮など、被災者の負担軽減につながる。家賃の低い物件への借り換えの場合は、国費の支出抑制の効果も期待でき、転居を促すことにより、通学バスの便数や走行距離を抑えられるなど、公費負担の抑制につながる。また、借り上げ型仮設住宅の運用が柔軟になることで、被災者は生活実態に合わせた柔軟な選択がしやすくなり、避難所生活の長期化の抑制や被災地の人口流出に歯止めをかけることにもつながるため、早期の災害復旧・復興が期待できる。	災害救助法	内閣府	中核市市長会	

管理 番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
147	須賀川市、埼玉県、川崎市、八尾市、宇和島市	<p>○借上げ型仮設住宅制度は、スピーディーに入居が可能などとも良い制度であるが、被災者自身が物件を検索する必要があり、発災後の混乱時に、情報端末や自動車等がない状態やそれらを使えない方などは、希望に合う物件を検索することができず、限られた条件の中でやむを得ず、希望とは異なる物件で契約したというケースは多く存在した。また、契約後に、より希望に近い物件が見つかり、転居したいという要望も多く寄せられた。個別事情を聴取すると、少ない部屋数に多人数で入ってしまった、被災前に住んでいた所から遠い物件しかなかったなど、住み替えを認めることができれば、解消できる事項が主であった。</p> <p>○震災当初、避難者から借り換えについての相談があったが、原則借り換え不可の為、断ったケースが多数あった。被災地より転居し土地勘、時間のない中で希望の条件にマッチした物件を探すのは難しい。住み替えの規制を緩和することにより、避難者の生活へのストレスを軽減し、安心した生活を提供できると考える。</p> <p>○個々の生活再建状況の変化にあわせ住まいのニーズも変化していく中で、借り換え等のニーズの変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう行政支援を見直していくことは必要であると考えます。</p>	<p>災害救助法に基づき供与する応急仮設住宅は、被災者にとって心身の負担の大きい避難所生活を1日でも早く解消し、安定した恒久住宅への転出を早期に実現し、その役割を終えるべき仮の住宅である。</p> <p>このため、住宅を全壊し居住する住居が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることが出来ない者に対して提供することを原則としている。</p> <p>従って、就学・就労等の個人的な生活環境の変化による仮設住宅の住み替えは、応急的な救助の範囲を超えることから原則として認めていないところである。</p> <p>ただ、平成30年7月豪雨では、倉敷市において、水害により遠方の賃貸型仮設住宅に入居せざるを得ない方が多数おり、通学に著しい支障をきたしている事例について、県を通じて要望を受け、住み替えについての協議を行っているところ。</p>

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
156	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金制度の対象分野・交付金使途等の緩和	地方創生事業について、地方が自身の創意工夫によって主体的かつ安定的に取組みを進められるよう、地方負担の軽減や対象分野の制約の緩和など使い勝手の良い制度とすること。 具体的には、①対象分野の拡大 ②地域再生計画作成の簡素化 ③交付金使途の制約の緩和を図られたい。	地方創生推進交付金は、国想定分野(しごと創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくり)への該当や地域間連携や複数の政策目的を持つなどの先導性を有する事業でなければ採択されないなど、地方の主体的な取組みを促すものになっているとは言い難い。 また、地域再生計画の作成にあたっては、「先導的な事業」の適用要件として、多岐に渡る要素を記載する必要があるなど、事務負担が生じているので、書類の簡素化を図られたい。 交付金使途の緩和として、例えば職員旅費についてはトップセールスに伴う随行旅費のみが対象となり、「大阪府プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」など、事業推進のために必要な職員の出張であってもその旅費が交付金の対象と認められない。また、移住・企業・就業タイプにおいては個人給付が認められている一方、先駆タイプ・横展開タイプでは、各種事業の参加者個人に対する旅費やインターンシップなど企業の個人向け給付に関する補助金なども対象にならないなど、その使途に制約があるため、対象の拡大や緩和を図られたい。	地域の実情に応じた主体的な取組に必要な財源が確保され、地方創生の一層の推進が図られる。	地方創生推進交付金制度	内閣府	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
156	北海道、盛岡市、福島県、群馬県、横浜市、富山県、石川県、長野県、大垣市、多治見市、浜松市、名古屋市、豊橋市、島根県、高松市、愛媛県、松山市、高知県、朝倉市、熊本市、宮崎県	<p>○交付金の対象事業については、Q&Aなどにより具体例を示すなど工夫をされていると思うが、ケースバイケースのことも多く判断に困るため、基準を分かりやすく明確にしていきたい。</p> <p>○地方創生推進交付金の対象となる職員旅費については、先駆タイプ・横展開タイプでは特定の個人や個別企業に対する給付は補助対象外とされた。これまでも以上に地域の実情にマッチした取組みが可能となるよう、交付対象分野及び交付対象経費の拡大を図りたい。</p> <p>○地方創生推進交付金は、国が想定する分野(「しごと創生」や「地方への人の流れ」等)へ該当する事業でなければ採択されない。また、移住・起業・就業タイプでは個人給付が認められている一方、先駆タイプ・横展開タイプでは特定の個人や個別企業に対する給付は補助対象外となっている。これまで以上に地域の実情にマッチした取組みが可能となるよう、交付対象分野及び交付対象経費の拡大を図りたい。</p> <p>○当県対象事業のうち、「外商活動の拡大」や「移住促進・人材確保の取り組み」など、主な活動の場を県外とする事業が複数存在する。これらの事業を実施するうえで、例えば職員旅費は必要な経費である一方、現状として職員旅費は交付金の対象外となっている。本提案の趣旨同様、当該交付金対象の事業にのみに充てる経費であることが明確である場合は職員旅費等であっても対象とするなど、対象の拡大や緩和を図りたい。</p> <p>○職員旅費については、それが事業の実施にあたり必要不可欠な出張であっても認められない状況となっている。地域の実情に沿った取り組みの実現に向けては、交付対象事業の拡大、緩和をお願いしたい。</p> <p>○本交付金では少子化対策の分野に限られているうえ、他の補助メニューも少ない。本来の主目的である「少子化」のメニューを増やす又は分野の指定について限定解除すべきである。また、旅費についてはそのほとんどが首都圏等一極集中がゆえに首都圏等に行かざるを得ないものであるため、条件不利地域の地方こそ必要であるといえる。さらに個人給付について当市ではブランド商品の百貨店等での試食(不特定多数)でも対象外経費となったことがあるが、真に効果のある必要なものもあり、個別に判断すべきではないか。</p> <p>○個人給付事業の要件緩和について、対象外経費とされている「個人給付に類する事業」について、政策効果の高いものは交付金の対象にしていきたい。平成31年度(令和元年度)分から、インターンシップ参加学生への旅費・宿泊費に充当できるよう要件緩和が図られたが、「移住支援金に係るマッチングサイト掲載企業による連合体への補助」である必要があるなど、活用が難しい。また、当県では「エコバックの配布」が個人給付に類するものとして対象外とされたが、個人に物品を配布する事業の全てが個人給付に類する事業となるのかという印象がある。建物以外のハード整備を主とする事業を対象追加について、建物以外のハード整備のニーズに対して、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金のいずれでも対応できない例があることから、制度の改善をお願いしたい。拠点整備交付金については建物整備が要件とされており、設備のみでは対象とならない。一方で、推進交付金は、建物以外のハード整備も認められているものの、ハード経費割合や交付上限額、事業期間といった制約がある。地方創生拠点整備交付金に係る複数年度にわたる事業実施について、事業の完了に複数年度を要する相当規模の施設整備のニーズもあることから、複数年度による実施が可能となるよう制度を改善していきたい。2か年度による事業実施が可能な「基金造成事業」も創設されたが、「当該事業の他の事業の進捗に依存する」といった場合に限られ、政策効果の高い施設整備であっても実施設計から工事完了までに最低でも1年以上を要するような事業は、拠点整備交付金を活用することができない。</p> <p>○職員旅費について、トップセールスに伴う随行旅費のみが対象となり、東京圏からの移住・定住を促進する事業の推進のために必要な職員の出張であってもその旅費が交付金の対象と認められない。また、移住・企業・就業タイプにおいては個人給付が認められている一方、先駆タイプ・横展開タイプでは、移住体験ツアーなどの参加者個人に対する旅費が対象にならないなど、その使途に制約があるため、対象の拡大や緩和を図りたい。</p>	<p>【①地方創生推進交付金の採択対象に対する回答】</p> <p>地方公共団体による地方創生のための取組に対する主な財政支援としては、まず、地方公共団体が、地域の実情に応じて地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度から毎年度の地方財政計画において、「まち・ひと・しごと創生事業費」を1兆円計上することで地方公共団体の一般財源を確保している。</p> <p>これに加え、地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に位置付けられた地方創生事業であって、具体的な実施計画である地域再生計画に記載され、内閣総理大臣の認定を受けた先導性の高い取組を支援するものとして、地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく法律補助として創設された。</p> <p>こうした背景を踏まえ、従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題の克服につなげるため、地方創生推進交付金については、特に対象分野の制限は設けていない。</p> <p>【②地域再生計画作成の簡素化に対する回答】</p> <p>地域再生計画の作成については、平成29年度以降、地方創生推進交付金実施計画との記載内容の共通化を進めるとともに、重複する記載内容の省略を可能とする等の文章量を削減する取組を行ってきたところであり、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」最終取りまとめ(令和元年5月23日公表)も踏まえ、令和2年からは、地方創生推進交付金実施計画と記載内容が共通化する部分について自動転記する地域再生計画作成支援ツールを地方公共団体に配付することにより、一層の事務負担の軽減を図っている。</p> <p>また、地域再生計画の認定申請に当たって必要となる添付書類についても、簡素化・不要化を図る等の運用改善を行っているところである。</p> <p>【③交付金使途の緩和に対する回答】</p> <p>地方創生推進交付金の交付対象経費の拡大・緩和については、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における地方公共団体からの意見も踏まえ、令和元年度の運用から、インターンシップ等の参加旅費について、移住につながるような公益性や政策効果等が確保されるものを支援対象とした。</p>

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
194	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与を行うための経費として、罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)に要する経費を災害救助費の対象とすること。	<p>【現状】</p> <p>災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、避難所・応急仮設住宅の供与、食品の供給、埋葬などに限定されており、これらの「救助」に要した費用は、災害救助費として全額支弁される。</p> <p>発災後、応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査に基づく罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるにもかかわらず、罹災証明書の発行やその前提となる家屋被害認定調査に要する業務は、応援職員分も含めて災害救助費の対象外である。</p> <p>【支障事例】</p> <p>大阪府北部地震や平成30年7月豪雨の際、兵庫県及び県内市町から家屋被害認定調査及び罹災証明発行等業務のために、31日間で延べ300人・日の職員を派遣しており、応援自治体にとって負担が大きい。</p> <p>これまでの内閣府の回答は、家屋被害認定調査が災害対策基本法に基づき本来的に市町村が行うべき事務であるとのことだったが、平成30年7月豪雨等の大規模災害時は、被災住宅件数が多いことから多数のマンパワーが必要となり、被災自治体だけでは家屋被害認定調査を迅速に実施するのが困難であることが改めて明らかになった。</p> <p>また、罹災証明発行業務については、応急救助とは別に各種制度による支援のための証明書として多岐にわたり活用されることを理由に災害救助費の対象にできないとの回答であったが、罹災証明書の発行が遅れると多数の被災者が避難所での長期生活を強いられることから、救助費の対象とすべきである。</p> <p>さらに、今後想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害では、被災自治体の職員だけで迅速な対応が困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があっても、負担が大きいことから、被災地応援に二の足を踏むこととなる。</p> <p>なお、これらの応援職員に係る経費は特別交付税で措置されるものの、通常は0.5、最大でも措置率0.8となっている。</p>	家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務が「救助」に必要な業務とされ、救助費の対象となることで、多数の応援職員の派遣が可能となり、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理の迅速化につながり、避難所での長期生活者が減少し、震災関連死の増加防止にもつながる。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法第4条 ・災害救助法施行令第3条 	内閣府	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
194	川崎市、多治見市、愛媛県、熊本県	<p>○平成30年7月豪雨において、本市では、家屋被害認定調査について、5日間派遣(2名)及び3日間派遣(2名)についての応援経費総額は、148,566円を要し、応援先からの本市に対する支払額は、29,714円となっており、負担が大きかった。</p> <p>○平成28年熊本地震では、国の強力な支援のもと、多数の応援職員を派遣いただいた。これらの応援職員は、災害救助費の対象となる避難所運営等に限らず、災害救助と不可分の関係にある住家被害認定調査業務や罹災証明書の交付等の業務にも対応していただいたが、その費用が高額となり、財政負担が大きなものとなった。</p> <p>○本市でも、平成30年7月豪雨の際に家屋被害認定調査のため職員を被災地へ派遣した。その際の経費については、特別交付税で措置率0.8での対応となったが、措置されない残りの経費については、被災市町村との協議により求償することとなった。</p> <p>今回の場合においては、応援市町村の経費負担はなかったが、求償するか否かについての協議及び求償の手続きは相互の市町村において事務負担になっていた。</p> <p>○災害の規模によっては、被災自治体だけでは家屋被害認定調査の対応は難しく、応援職員が必要となることから、罹災証明書の発行業務に要する経費については、災害救助費の対象、または、特別交付税の措置率の増加等、被災自治体及び応援自治体の双方の負担軽減となるよう、制度改正等の検討の余地はあると考える。</p>	<p>家屋被害認定調査、罹災証明書については、災害救助法に基づく救助以外の目的のために活用されることが多いことから、これに要する経費を災害救助費の対象とすることは困難である。</p> <p>【参考】</p> <p>罹災証明書等が活用される一例</p> <p>給付:被災者生活再建支援金、義援金</p> <p>融資:住宅金融支援機構融資、災害援護資金</p> <p>減免・猶予:税、保険、公共料金、住宅ローン</p> <p>現物支給:災害救助法に基づく応急仮設住宅、自宅の応急修理</p>

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
195	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	被災者生活再建支援制度について、被災全地域への適用、半壊世帯への適用)	被災者生活再建支援制度について、同一の災害により被害を受けた全ての地域が平等に支援対象とすること。住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を可能とするため、全壊及び大規模半壊に加えて、各種災害において多数発生している半壊世帯も支援対象とすること。	【現状】被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が一の都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことが適用要件となっている。このため、同じ災害による同じ被害であっても住所地により法の支援対象とならない場合がある。また、法の目的に鑑みると、半壊世帯も支援対象とする必要があるが、現行制度では支援対象とされていない。全国知事会も平成30年11月に、①支給対象を半壊まで拡大すること、②一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とすることを提言している。 【支障事例】平成30年7月豪雨災害において、兵庫県内では10世帯の全壊被害が発生した神戸市や宍粟市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。また、平成21年台風第9号災害においては、全壊189世帯、大規模半壊306世帯に対し、半壊659世帯となり、法制度の支援が受けられない世帯が多く発生した。	同一の災害により被害を受けた全ての地域が支援対象となることにより、同じ災害の同じ被害程度の被災世帯に対して法に基づく支援が平等に行われることとなる。各種災害において多数発生している半壊被害も支援対象とすることにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興が可能となる。	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第2条	内閣府	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
195	宮城県、栃木県、埼玉県、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市	<p>○平成30年7月豪雨において、当県では3市町が法による支援の対象となったが、別の3市町では、全壊が1世帯で法による支援を受けることができなかった。</p> <p>○平成25年度に発生した突風災害では、当県に隣接する県の市で30世帯の全壊が生じ、国の被災者生活再建支援制度(以下、国制度)が適用されたが、当該市に隣接する町では1世帯の全壊のみだったため国制度が適用されなかった。提案のように、要件緩和があれば、当制度で救われる人が増える可能性がある。</p> <p>○平成30年7月豪雨災害において、県内では2,500世帯を超える半壊被害が発生した。また、県内全域が被災者生活再建支援法の適用区域となったものの、半壊等については法制度の支援が受けられないことから、県が市町と連携して独自に緊急支援金を予算化して支援を行った。生活再建に多額の費用を要することから、多数発生している半壊等の被害も支援対象とすることにより地域のコミュニティが確保されるため、制度改正が必要と考えられる。</p> <p>○平成28年熊本地震では、被災者生活再建支援法が県内全域に適用されたが、同一災害において一部市町村のみが適用となる自然災害が発生した場合には、被災者救済に不平等が生じることが懸念される。</p> <p>また、現行制度では対象とならない半壊(解体世帯を除く)や一部損壊の住家被害であっても、その修理等に多大な費用が必要となり、被災者の生活再建の障害となった。</p> <p>○平成25年9月の竜巻災害においては、同一の竜巻による一連の被害がありながら、全壊世帯が10世帯以上であった市では支援法が適用され、一方、全壊世帯が1世帯であった市では支援法が適用されないという不均衡が生じた。被災者生活再建支援制度について、一部の被災区域のみが適用対象となる自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が適用対象となるよう見直す必要がある。</p> <p>○東日本大震災の発生に伴い、当県でも制度の活用を行っているが、県内の半壊棟数の内、およそ5万7千件が支援金の支給対象外となっている。被災世帯の被災程度に応じた支給を行うことで、被災地の速やかな復興に資することができることから、必要性が認められる。また、被災地域の区分けによって支給を受けられない世帯が発生することは、今後の災害においても想定されることであり、全ての被災区域を支援対象とすることについても必要性が認められる。</p> <p>○平成24年5月6日竜巻災害において、隣県の市では被災者生活再建支援法が適用となったが、県内の市町では適用されず、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在し、不均衡が生じた。</p> <p>○平成25年9月の竜巻災害では県内の市町が被害を受けた。ある市は住宅の全壊が30世帯であったため、支援金が支給されたが、隣接する町では1世帯であったため、支援金が支給されなかった。一部地域が法の適用対象となるような自然災害が発生した場合は、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とする必要がある。また、平成29年台風21号において住家の半壊や床上浸水により、生活基盤に著しい被害を受ける被災者が多数発生したが、大規模半壊以上の住家被害でないため、法に基づく支援を受けることができなかった。床上浸水も含め支給対象の見直しの検討が必要と考えるが、まずは全国知事会の提言にあるように半壊への拡大を進めていただきたい。</p> <p>○同一災害による被害からの復興、適用地域の平等性との観点においては、法の適用地域の拡充は必要とされるところだが、適用自治体全体の被災の規模を考慮した制度設計が必要と考えられる。</p> <p>令和元年(2019年)5月末時点での当市のり災証明書交付数は約136,000件、うち約3割が半壊世帯である。</p> <p>当市実施の被災者アンケート(平成30年(2018年)12月26日～平成31年(2019年)1月31日実施)では、半壊世帯のうち約4割が再建費用として50万円超の支出を要し、平均支出額は約600万円との回答を得ている。</p> <p>以上のことより、半壊世帯を適用対象とすることは法の目的とする「生活基盤に著しい被害を受けた者」の「生活再建を支援する」ことに資すると考える。</p>	<p>被災者生活再建支援制度は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な自然災害が発生した場合に、全都道府県の相互扶助及び国による財政支援により、支援金を支給するものであるため、1市町村で全壊10世帯以上などの適用基準を設けているところ。支援法の適用となる災害で適用基準を満たさない市町村については、都道府県が条例で全壊等の世帯に対し支援法と同様の支援を行えば、支給額の2分の1を特別交付税で措置することとしており、既に21府県で制度が導入されているところ。</p> <p>また、半壊世帯までの支給対象の拡大は、国や都道府県の財政負担等の課題もあり、慎重に検討すべきと考えるが、全国知事会からの提言も踏まえ、事務方において、全国知事会と協力して半壊世帯の実態把握を進めるとともに、継続的に意見交換を行っているところ。</p> <p>なお、「半壊」の場合であっても、住家を解体する場合は「全壊」と同額の支援金が支給されるとともに、修理する場合は災害救助法の応急修理を活用でき、今回新たに同制度を一部損壊の住宅のうち、日常生活に支障をきたす程度の被害が生じた住宅まで対象を拡大するなど、被害の程度に応じて切れ目ない支援を行うこととしているところ。</p>

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
224	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	施設型給付費等に係る加算項目の簡略化	施設型及び地域型保育給付費に係る加算項目について、全国的にも実施率が高い項目(所長設置加算等)を基本単価に組入れる。	<p>施設型給付費及び地域型保育給付費の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況である。</p> <p>【具体的な支障事例】 施設型給付費等に関しては加算項目も多く、単価もかなり複雑となっており、市町村や県だけで判断できない質疑を内閣府へ問合せを行う場合も多数発生しており、このような作業が毎月生じることから保育現場の職員には本来業務がある中、かなりの負担が生じている。 また、確認監査を行う際のチェック項目が多岐にわたり、多大な時間を要し、万一、誤りが発覚した場合には返還業務が生じ、更なる時間を要する。 なお、国の通知で、各施設の利用状況や加算の認定状況等を把握することにより、職権で支弁できる場合については、請求を簡素化できるとあるが、職権で支弁した場合、実態に応じていない加算が行われる可能性があり、その期間が長ければ返還に対応できないケースが生じることが考えられる。</p> <p>【制度改正の概要】 施設型給付費等の算定について、全国的にも実施率が高いと思われる項目(所長設置加算等)を、基本単価に加える等することにより、加算項目を整理し、簡便な算出方法とする。</p> <p>【制度改正による懸念点・解消策】 きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性がある。</p>	保育現場や市町における負担が軽減され、ひいては保育の質の向上に繋がる。一方、きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性がある。	子ども・子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案 (事務局:大分県)
233	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法に係る一般基準の見直し	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準における避難所開設期間の見直し	<p>災害救助法では、救助費用の限度額や救助期間等の基準(以下「一般基準」という)が内閣府告示において定められているが、当該基準では救助の適切な実施が困難な場合は、内閣総理大臣に協議をし、その同意を得た上で、特別基準を定めることができることとしている。</p> <p>しかし、一般基準の範囲内で救助が実施できることは少なく、特別基準を定めることの方が多い。例えば、避難所の設置に係る救助期間は、災害発生の日から7日以内とされているが、当県ではこれまで、避難所が7日で閉鎖されることはほとんどなかった。このように、一般基準が現状に合っていないことにより、本来の救助事務以外に事務量が增大し、県及び市町村担当者の負担となっている。また、当該基準は従うべき基準であることから、自治体の規模・体制に応じた柔軟な設定が不可能である。</p> <p>なお、特別基準の協議の流れはおおむね次のとおり。①避難者数や救助の状況等から市町村へ期間延長の要否、必要な期間及び根拠等を照会②内閣府防災へ電話にて協議。確認事項等あれば再度市町村へ問い合わせ③協議結果を応援先都道府県、市町村へ伝達。</p> <p>以上の理由から、昨今の救助実態をもとにした避難所開設期間の見直しを求める。</p>	被災地や自治体の実情にあった基準をあらかじめ設定できることにより、災害救助法に係る事務の負担が軽減され、被災者の保護や救助といった本来業務をより充実させることができる。	災害救助法第4条第3項 災害救助法施行令第3条第2項 内閣府告示第228号第2条第1号へ	内閣府	長野県	

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
224	秋田県、川崎市、豊田市、大阪市、南あわじ市、島根県、山陽小野田市、徳島市、諫早市	<p>○給付費については、加算項目も多く、要件が複雑であるため、適用の判断基準については苦慮しており、判断基準の明確化・簡素化は希望する。ただし、懸念点にあるきめ細やかな積算ができなくなると記載のとおり、所長がいる施設も兼務の施設も基本単価となると、配置が少なくなってしまうことも懸念される。また、基本分単価に入れることで配置がない場合に減算となったり(所長設置加算等)、基本分単価が細分化(冷暖房費加算等)されるようであれば、加算のままを希望する(広域利用の基本分単価のパリエーションが増えるため)。</p> <p>○加算項目については、条件や計算方法が複雑で誤りも多く、当市でも行政、事業者ともに大きな負担となっているため、簡素化を求める。</p> <p>○当市でも同様に施設型給付費及び地域型保育給付費の算定について、事務が複雑であるため負担を感じている。</p> <p>○施設型給付費等に関して、市や県だけで判断できないケースが多く、当市においても質疑を内閣府へ問合せを行う場合が多くなっている。</p> <p>○保育現場や自治体における負担が軽減されると想定されるが、職員配置の状況等により加算の適用状況に変動が生じるものもあることから、加算の整理については慎重な対応が必要と考える。</p> <p>○施設型給付費及び地域型保育給付費について、施設の運営に大きな影響を及ぼすものであり、正確な加算の算定が求められるが、制度が複雑かつ難解であり、加算項目も多く、単価もかなり複雑となっている。加算を算定するにあたり必要な作業が毎月生じることから、行政・事業者ともに事務量が增大している。加算項目を整理し、簡便な算出方法を求める。</p> <p>○当市においても、認可園の増加に伴い加算項目等に対する事業者からの問い合わせが増加しており、その対応に時間を要している状況である。また、確認監査等で加算申請の誤りが発覚した場合の返還業務についても複数の事業者で発生している。そのため、加算項目の簡略化及び整理については必要であると考え。一方、所長設置加算等を基本分単価に組み込んだ際に、その事業を実施できない事業者があった場合には減算措置等を設けなければ公平性に欠けてしまうと思われる。減算項目の設置に繋がるのであれば、当該制度改正の必要性は低いと考える。</p>	<p>令和元年12月10日の子ども・子育て会議において、基本分単価と加算の在り方については、以下の通り対応方針がとりまとめられた。</p> <p>①所長(管理者)設置加算等については、「所長の設置は義務とはされていないが、95%以上の園において設置されており、事務負担軽減の観点から、基本分単価に組み入れ、要件を満たさない場合に減算する仕組みとすべきである。」</p> <p>②事務職員雇上費加算の基本分単価への組み入れについては、「施設等における事務負担の状況も踏まえながら公定価格における事務職員の評価について引き続き検討することとし、今回の見直しに際しては現行の仕組みを維持すべきである。」</p> <p>これを踏まえ、所長(管理者)設置加算については、令和2年度予算案においては、公定価格において、施設長(管理者)の人件費相当額について、現行の所長(管理者)設置加算から基本分単価に組み入れる経費を計上している。併せて、施設長(管理者)が設置されていない場合には減算調整措置とする経費を計上している。</p>
233	多治見市、鳥取県、徳島県、熊本県	<p>○平成26年台風第11号に係る災害救助法適用に際して、当県でも救助期間の延長を行った。近年多発している大規模災害時には、相応の事務負担が見込まれ、本来の救助業務への圧迫が予想される。</p> <p>○鳥取県中部地震では避難所の設置で最長57日、住宅の応急修理に183日要しており、災害の規模によっては一般基準を大きく超えることとなり、昨今の災害の規模を勘案すると従来の一般基準内で救助が終わらないことから、実態を踏まえた一般基準の見直しをすべきである。</p> <p>○平成28年熊本地震では、いわゆる一般基準を超える応急救助に関しては、東日本大震災等において認められた応急救助であっても、災害救助法施行令第3条第2項の規定により個別に協議を行う必要があったことから、特別協議を行い、対応していただいた。しかし、県の裁量の余地がなく、仮設住宅の仕様に関する協議に時間を要するとともに、被災した避難所の修繕費、県外ドクターヘリの運航経費や避難者の入浴施設への移送経費等についても協議が必要となるなど、被災地の実情に応じた迅速な対応が困難な状況もみられた。</p> <p>○災害救助法の適用対象となる災害が発生した場合、同法の一般基準で定める7日以内で避難所を閉鎖することは難しいと考えられるため、対象期間の見直しを検討する余地はあると考える。</p>	<p>避難所の開設期間については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」(内閣府告示228号)に基づき、避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とすることとなっている。</p> <p>これは、通常の災害の場合は、事態が落ち着くに従って避難所から自宅、県・市営住宅や賃貸型応急住宅に次第に移っていくこととなり、一般的には7日程度で完了することが通例になっていたからである。</p> <p>しかしながら災害の態様によっては、この期間により難い場合も考えられることから、その実情に応じて期間の延長の特別基準を設定することができることになっている。</p> <p>避難所における開設期間の延長については、「具体的な支障事例」にも記載されているとおり、①のとおりであるが、避難所にいる被災者の状況を国が何も把握しないこととなれば、国及び県の非常災害対策本部等による状況把握すら困難なものとなる。(非常災害対策本部への報告事項等を踏まえれば確認事項について市町村や県に連絡を行うことは必須事務となる。)</p> <p>また、②に記載されているとおり、延長のため、特別協議を行うこととなるが、各被災市町村から県を通じて内閣府に対して電話やメールなどによって行えるような簡便な方法としており、被災者の保護や救助といった本来業務の「足枷」となるような時間を費やすとは到底考えにくい。</p> <p>また、③に記載協議結果を応援先都道府県や市町村に伝達とあるが、メール又は口頭にて伝達するだけであり、これも本来業務の「足枷」となるような時間を費やすとは思えない。</p> <p>上記理由から避難所の開設できる期間の見直しを行うことは困難と考える。</p>

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								
239	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「賃借料加算」の地域区分の適正化	「賃借料加算」については、現在の区分設定の根拠を明確にした上で、地域特性が反映されるよう、市町村毎の設定とする。	賃貸物件を活用し保育所等を整備した場合、公定価格に「賃借料加算」(a区分～d区分)がある。しかし、各区分は都道府県毎に定まっており、また区分設定の根拠も明確でない。 例えば本市の地価の平均公示価格は、3大都市圏の平均の1.9倍であるが、加算区分はb区分となっている。 都心部では、賃貸物件を活用した保育所等の整備が極めて有効であるが、賃借料加算が実態と合っていないことが、市内中心区における保育所等の整備が進まない要因の1つとなっている。 また、建物賃料が「賃借料加算」を大きく超える状態で、仮に整備がなされたとしても、結果的にその施設は公定価格の大部分を占める保育士等の人件費を減額して運営することになるため、保育士等の処遇改善が進まない。 なお、「保育対策総合支援事業費補助金」のメニューの一つに、「賃借料加算」の額と実際の建物賃料との差が3倍を超える場合にその差額の一部を補助する「都市部における保育所等への賃借料支援事業」があり、本市でも令和2年度から実施すべく制度設計中であるが、3倍を超える施設と超えない施設との間に不平等が発生する懸念があることに加え、あくまでも補助事業であり、長期にわたる差額の補てんが確約されるものではない。事業運営の継続性を担保し、保育所等の整備を促進するためにも、公定価格で措置されるべきである。	「賃借料加算」の算定の適正化が図られる。その結果、保育士等の処遇改善にもつながる。 また、都心部での賃貸物件を活用した保育所整備が促進される。	「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年3月31日内閣府告示第49号)	内閣府、厚生労働省	大阪市、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	

管理 番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
239	船橋市、川崎市、愛知県、高槻市、南あわじ市、佐世保市	<p>○現状要望等はないが、保育士の処遇改善や施設整備の現状を考慮すると、市町村ごとの設定が適正であると考え。</p> <p>○地域区分ごとに加算額が定められているが、実勢価格と乖離しているため、市町村間で運営費に差が生じている。</p> <p>○当市は、賃借料加算の加算区分がa地域ではあるが、賃借料加算が実態と乖離しており、待機児童の多い地域では、保育所の設置を進めるにあたり、独自に建物賃借料の補助を行わざるを得ない状況があるが、財政的負担が非常に大きくなっている。また、「保育対策総合支援事業費補助金」の「都市部における保育所等への賃借料支援事業」は、賃借料が賃借料加算の3倍を超えることが補助の要件となっているが、3倍を超えるか否かが入所者数により変動するなど、補助が確約されるものではないため、安定性、継続性の観点から、自治体にとっても、事業者にとっても不確実性が高く、活用しづらい制度となっている。</p>	<p>賃借料加算の区分設定は生活保護制度を参考としている。</p> <p>賃借料加算の在り方については、令和元年12月10日の子ども・子育て会議において、「区分設定の際に参考とした生活保護制度では平成27年度に区分を見直しているが、仮に同様の見直しを行った場合、減額になる自治体もありうる。待機児童の解消に向けて保育の受け皿整備を進めているという現下の情勢に鑑み、現行の地域区分を維持するべきである。」との対応方針がとりまとめられた。</p> <p>これを踏まえ、賃借料加算については、令和2年度予算案においても、現行の地域区分を維持することとする。</p>